

令和7年度から住民税の非課税限度額が変わります！

従来、富谷市では所得38万円（給与収入の場合では93万円）までの方が住民税が非課税でしたが、令和7年度からは**所得45万円（給与収入の場合では100万円）**までの方が非課税となります。

例 その年の収入がパートの給与収入96万のみの人の場合…



令和6年度
市・県民税 5,200円
森林環境税 1,000円



令和7年度から
市・県民税 0円
森林環境税 1,000円

よくあるご質問

Q1. 令和6年以前もパートで働いていて年収はここ最近ずっと96万円です。毎年6,200円が課税されていましたが、その分も非課税になりますか？

A1. 令和6年以前の分については適用にならないため、非課税にはなりません。

Q2. 非課税限度額が変わったことで扶養にも何か影響がありますか？

A2. 扶養に影響はありません。従来どおり所得48万円（年収では103万円）を超えた場合は扶養から外れることになります。※ここでの扶養は税法上の扶養を指しています。

Q3. 市・県民税は非課税なのに、森林環境税だけが課税されるのはどうしてですか？

A3. 森林環境税は国に納める税金（国税）で、富谷市では所得38万円（年収では93万円）を超えた方から課税されます。ただし、次のような場合は課税されません。

- ・同一生計配偶者および扶養親族がいない方で前年中の合計所得金額が38万円以下の方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ・同一生計配偶者または扶養親族がいる方で前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 $35 \text{ 万円} \times \text{人数（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）} + 21 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$

お問い合わせ

富谷市役所 市民生活部 税務課住民税担当

☎022-358-0518